

令和 4 年 8 月 5 日 開催

第 26 回 高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

第26回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月5日(金)午後1時24分から午後2時35分まで

2 開催場所 群馬県農業共済組合高崎支所2階 会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	5番	寺崎 正親
6番	酒井 孝	7番	今井 隆
9番	信澤 健治	10番	中沢 幸子
11番	山田 孝夫	12番	井田 裕
13番	大河原 藤雄	14番	塚越 勤
15番	永井 保伸	16番	飯塚 大輔
17番	加藤 精一	18番	福田 敬一
19番	石井 多加志	20番	清水 悟
21番	松田 健	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	堀越 良和
25番	吉田 春美		

4 欠席委員(1人) 8番 須田 直子

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主任主事	谷山 もも子
主任主事	高柳 匡秀

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	佐藤 裕徳
------	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第7 議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

第26回農業委員会総会に当たりまして、まず最初に、今井会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いいたします。

○会長（今井 隆） 委員及び事務局の皆さん、こんにちは。今日は26回総会ということですが、今回は農業共済の会議室をお借りしての開催となりました。前はいつだったかな、しばらくぶりで共済の会場ということでよろしくお願いいたします。

今日は、共済に関係した話なのですが、過日お話ししました県と市の再建事業ということで園芸施設ですか、10万円以上で半分出るという話、あと肥料とか農薬で。それがなかなか、適合するのがいろいろ難しくてあれは駄目だ、これは駄目だなんていろいろありまして。

ビニールハウスの場合は、1年以上経過していると劣化が50%以上なので駄目だとか、いろいろ条件が厳しくて、その補償を受けられるのが限られているような感じです。中にはビニールハウスを倉庫代わりに使っている。酪農関係は、飼料を入れておくとか、そういうハウスもあるのですが、そういうのは対象外だということでもなかなか厳しいところがあります。そんなことで、ちょっと要望に添えないところがあるということで、そこで、この農業共済でやっている施設園芸共済、そういうのがありまして、それに入っていれば必ず下りることなのなのですが、共済に入るには、掛金払わなくてはならないのですが。とにかく自然災害が多いので、これからはそういうことに備えあれば憂いなしではないのですが、いざというときには共済だとか保険に入っていないと1年収入がないとか、損害で大変な再建費用がかかるとか大変なことになりますので、皆さんいろいろ考えてもらっていただきたいと思います。

そういうことで、今日は総会ということで、調査議案も1件ですか、スムーズに行きますようにご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に農業新聞の加入で清水静枝委員さんが10部取ったということで、5部だと県のほうの農業会議で表彰なのなのですが、10部というと、今度、全国のほうで表彰ということになります。

表彰状。清水静枝殿。あなたは情報提供活動の重要性を深く認識され、全国農業新聞の普及推進に著しい成果を収められました。よって、ここに表彰いたします。令和4年5月31日。一般社団法人全国農業会議所会長、國井正幸。

おめでとうございます。（拍手）

○1番清水委員 ありがとうございます。

○事務局長 それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしく申し上げます。

○会長 それでは、ただいまから第26回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今回1名欠席です。議席番号8番の須田直子委員から欠席との連絡がございました。そういうことで、24名中23名であり、過半数を超えておりますので、総会を成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に移ります。

それでは、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、指名いたします。議席番号9番信澤健治委員及び21番松田健委員の両名を指名いたします。また、書記の任命は、事務局の清水主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず初め、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場でございまして、令和4年1月24日許可、高農委指令第1705号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、駐車場がなくなったためとのこととございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は通路用地でございまして、令和4年3月22日許可、高農委指令第1844号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、通路が必要なくなったためとのこととございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅用地でございまして、令和3年7月26日許可、高農委指令第1250号でございました。取消しを願ひ出る理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととございます。なお、こちらの案件につきましては、許可取消し後の5条許可申請が提出されており、議案書19ページ、議案第4号

ナンバー30が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま取消願の3件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。1番、2番は関連しているので、駐車場と道路ということで。

どうでしょうか。異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を姪より借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、同議案ナンバー3が関連案件でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を姪より譲り受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきのナンバー1が関連案件でございます。

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営を再開するため申請地を買い受けて耕作したいという申請でござい

ございます。

10番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を伯父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は12件でございます。なお、この12件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

この1番と3番は自作地6アールだけれども、6アールでやっていたのだけ。これ、どういうのだけ。

○事務局 そうですね、6アールしか。所有地ではないのですけれども、もともとはナンバー3の贈与のみの予定だったのですけれども、それだけでは取得できないということで、譲渡人から、ほかの土地も借りて併せてやるということで伺っています。

○会長 農業従事者も4人もいるのだ。

○事務局 そうですね、ご家族で。

○会長 家族で。

○事務局 幼い頃から農業には携わってきていて、経験とか機械とかはしっかりとあるので、あくまでもご本人の所有の面積が少ないということで。

○会長 そうですか。はい、分かりました。

あと、9番は一度農業をやったのだけれども、自分の耕作地は全部売ってしまったということで、改めて再開するというので。

どうでしょうか。異議がなければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○21番松田委員 21番、松田です。11番の件なのですけれども。これは県外の農業者ですよ。

○会長 そうですね。

○21番松田委員 農地を取得して栽培をするということなのですけれども、ここの畑、地図で見るとかなり山の中に入ります。実際に埼玉からどういった経営内容で、この人はやられているかというのを聞きたいのですけれども。

○会長 これは一応梅をやるということなのだけれども、今のその条件どうなっているのだろう。

○事務局 今回取得する農地では、梅の栽培ということで伺っております。こちらの農地には既に梅が植わっているところがございます。耕作放棄地になってしまうようなところを買い取っていただいて梅の栽培に従事していただく予定です。

埼玉県の方では米麦ですね、水稲と麦をやっている方になりまして、かなり大きい面積で営農しております。もともと梅の栽培に興味があったらしいですけれども、なかなか埼玉県の方だと適地がなくて、こちらちょっと遠くにはなってしまうのですけれども、耕作放棄にならないようにこういった土地を買い取っていただいて行っていただけないかということで、しっかりとしている方なのかなと思います。

以上でございます。

○会長 梅は、もうやめて、何年ぐらいたっている梅で、しばらく手入れしていないのだろう。そこをするわけだ。

○事務局 そうですね、もともとこちらの農地をお持ちいただいていた方が亡くなってしまって、今の方たちが相続で取得しているので、しばらくやっていないのかなというような印象ではあるのですけれども。

○21番松田委員 では、米麦が中心の農家ですね。

○事務局 はい。

○21番松田委員 はい。どうもありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、許可としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地を駐車場として整備し貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

2番 農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

3番でございますが、3番から6番につきましては、同一事業の関連案件であり、申請の理由以降は同様のため、一部省略してご説明させていただきます。

3番 用水路の改修工事に伴い申請地を工事用の道路として使用したいという仮設道路の申請でございまして、非農地判定済みの畑161平米、原野389平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。転用期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までの7か月でございます。

4番 申請の理由以降は、さきのナンバー3と同様でございます。

5番 申請の理由以降は、同じくさきのナンバー3と同様でございます。

6番 申請の理由以降は、同じくさきのナンバー3と同様でございます。

7番 自宅敷地が狭く不便なため申請地を庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地205.98平米と一体利用の計画でございます。

8番 老朽化した農業用倉庫を建て替えるに当たり申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,007.04平米と一体利用の申請でございます。

9番 加工所を建築するに当たり申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、宅地86.77平米と一体利用の申請でございます。

10番 物置として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置の申請でございまして、宅地256.79平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては10件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これから審議に入るわけですが、この中でナンバー1、これは山田孝夫委員に関係する案件になっております。ということで、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。山田委員が申請人の代理人として申請された案件となっておりますので、ナンバー1を最終の審議、質疑といたします。そのときは、山田委員に一時ご退室をお願い申し上げます。

それでは、ナンバー1を除きまして、これより審議に入ります。

どうでしょうか。

なければ、これを許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、次にナンバー1について審議に入ります。

悪いですね、山田委員。

(11番山田委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー1について、これから審議に入ります。よろしく申し上げます。

○事務局 ナンバー1につきまして、近くで飲食店を営んでいる方が半分借りる予定になっておりまして。

○会長 では、お客さんによる。

○事務局 はい。それ以外は、まだちょっと決まっていないような状況なのですけれども、確実に利用されるという見込みがございます。

○会長 そうですか。

○事務局 はい。

以上です。

○会長 ほかに、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、入室してください。

(11番山田委員 着席)

○会長 それでは、4条のほうを終了といたしまして、これから議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

また、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。ホチキス留めされている箇所を右上にして横向きに御覧ください。申請地は、図面中央付近に赤丸で示された箇所でございます。榛名支所から北東に約3キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。ホチキス留めされている箇所を左上にして御覧ください。申請地は、図面の赤枠で囲まれた箇所でございます。申請地周辺は、農地や雑種地、山林等が混在している地域でございます。生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目と4枚目が公図の写しでございます。ホチキス留めされている箇所を右上にして縦向きに御覧ください。申請地に隣接する土地につきましては、西側が山林、南側が雑種地と公衆用道路、東側が公衆用道路と畑、北側が畑となっております。

3枚目と4枚目をおめくりいただきまして、5枚目が土地利用計画図でございます。切土や盛土の造成工事はなく、申請地全体を整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。パネルの枚数は840枚、契約発電量は250キロワットでございます。雨水処理については、素掘りの側溝を設置し、自然浸透処理する計画でございます。素掘りの側溝につきましては、右下に略図がございますので、そちらをご参考までに御覧ください。また、土砂の流出を防ぐため防止柵とゴムマットを申請地南側に設置いたします。なお、安全対策として事業地の周辺に高さ1.2メートルのフェンスを設置する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページ以降が架台の立面図でございます。ホチキス留めされた箇所を左上にして御覧ください。パネルの高さは、最低地上高が約0.5メートル、最高地上高が約0.8メートルとなっております。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、令和4年6月27日に締結済みでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより調査報告を行います。今回、新しく班長になられた松田委員からですけれども、今回、第1班の調査となっております。ということで、ご報告をお願いいたします。

○21番松田委員 事前調査報告、第1班班長、松田健。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地に太陽光パネルを設置する上で、土地の形状は問題ないですか。

回答 申請地周辺は、北側から南側にかけて緩やかな傾斜地となっておりますが、農地部分はほぼ平らになっているので、問題ありません。

質問2 今回、土地の造成はされますか。また、申請地南側に竹を伐採した跡がありましたが、竹の根も始末する計画ですか。

回答 切土や盛土など造成計画はありません。また、竹の根はあえて残し、土砂が浮かないようにします。

質問3 土砂流出防止のためゴムマットを設置する計画となっておりますが、具体的にどのようにゴムマットを利用する計画ですか。

回答 厚さ1センチから2センチ、長さ2メートル程度のゴムマットを地面から少し頭が出るように埋め込み、一度に多くの土砂が流出しないようにします。

質問4 雑草の管理はどのようにするのですか。

回答 防草シートは敷かず、定期的に作業員が草刈りや竹の伐採を行います。松井田にも太陽光発電の事業地があるので、まとめて管理をしていく予定です。

質問5 今回の計画で雨水は問題なく処理できるのですか。

回答 流量計算を基に計画しているため、基本的には問題ないと考えています。なお、榛名支所と協議した結果、素掘りの側溝とゴムマットに加え、土砂の流出を防ぐため防止柵を設置することとなっています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

今回の、この申請地のすぐ下ですか、そこも、もう太陽光のパネルができていますけれども、ちょっとパネルとこの地面の空間が低いところ50センチ、これで除草作業するって、50センチの中へ潜り込んでするのかななんて思うので、大変だなとは思っているのですけれども。

皆さんから、何か質問等ございますでしょうか。

現地も、かなり葛の木が生えたり、竹が生えたり、大分荒れ放題になっておるような場所です。

これとってよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、これは面積が5,275平米ということで3,000平米を超えておりますので、まず初めに皆さんにお聞きしますけれども、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の兄より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番は保留でお願いいたします。

13番 契約内容は賃貸借、農機具格納庫兼直売所として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番は、契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

17番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、準住居地域でございます。

18番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

19番 契約内容は賃貸借、畜舎及び家畜運動場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

20番は保留でお願いいたします。

21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて周辺の太陽光発電設備を管理するための駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、隣接地で太陽光発電設備の設置工事を行っているが資材置場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和4年8月22日から令和6年3月31日までの約1年7か月間でございます。

26番 契約内容は賃貸借、砂防工事に伴い申請地を借り受けて工事車両用の道路として使用したいという仮設道路の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年8月22日から令和5年6月30日までの10か月間でございます。

27番 契約内容は売買、自己用住宅を建築するに当たり隣接する申請地を買い受けて庭用地として一体的に使用したいという庭用地の申請でございまして、転用済みの田505平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

28番 契約内容は使用貸借、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー3の許可取消願が関連案件でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

47番 契約内容は売買、機械部品製造組立業を営んでいるが従業員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの田494平米と一体利用の計画でございます。

48番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、保留2件を除く45件でござ

います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局からナンバー2から48まで一括して説明していただきました。

それでは、これより審議に入りますけれども、保留が12番と20番ということでございます。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

ここの中で、19番の畜舎と家畜運動場となっているけれども、この運動場というのは本来農地ではなかったのか。運動場というのは、どうなの。どういふのだったっけ。運動場、地目は何てなるのだろう。

○事務局 本来であれば畜舎と一体的に設置されて、家畜のストレス解消だとか運動不足を補うためのものなので、農業用施設という取扱いかとは思いますが。

○会長 えらい固定資産税が高くなったとかなんとかって、よくそういうことを聞くのだけれども。

○25番吉田委員 10アールで1万円ぐらいだったです。

○会長 そんな安い。

○25番吉田委員 はい、農業用の雑種地だから。

○会長 農業用雑種地か。

○事務局 課税については、農業用の雑ということですかね。

○会長 そうか、そうか。ちょっとそんな話も聞いたので。

○25番吉田委員 25番の吉田なのですけれども、私の友達が去年、おととしかな、やっぱり和牛の繁殖しているの、牧草地で単管を打って囲って、和牛の子牛と親を放牧しているのですけれども、もう初め許可を受けないでしたら農業委員会で止められて、それで許可をもらって、去年の3月だっけな、許可をもらって、そういうふうにしていますけれども、税金どのぐらいだっけ聞いたら、10アールで1万円ぐらいという話を聞きました。

○会長 では、農業用の雑種地でいいわけだ。農業用雑種地ね。

皆さんのほうからどうですか、何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の姉でございまして、相続開始年月日は、令和3年12月6日でござい

ます。なお、群馬地域については、令和4年7月27日に加藤精一農業委員と、榛名地域については、令和4年7月25日に石井多加志農業委員と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

石井委員が立ち会ったということできちんと耕作されたという報告がございました。どうでしょうか。皆さんから異議がなければ証明することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。相続税猶与も、以前は25年なんていう年数だったのですけれども、今度はないので、ずっと次の代まで、長いですね。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、佐藤です。議案「農用地利用集積計画について」ご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

まず、利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和4年9月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、今回の利用集積計画を説明させていただきますので、「高崎市農用地利用集積計画」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は1名、利用権を設定する者は2名です。利用権が設定される面積は、地目、畑が4筆、7,656平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明がありました。これは何をやるのだい。野菜、キウイ。

○事務局 キウイフルーツです。

○会長 かなり、これだけの面積ね。これは、住所が香川県高松市になっているというけれども、こちらへも進出してやっているの。

○事務局 そうですね、本社が香川県に置かれていて、今回、吉井のほうにキウイフルーツを育てたいということで話が。

○会長 キウイフルーツ専門なんだ、この会社は。

○事務局 はい。

○会長 どうでしょうか。皆さんからご質問等なければ決定しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、羽鳥係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は長屋建て住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか7件、合計8件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか26件、合計27件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件、合計2件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらにつきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が3件、5条が51件、合計54件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年7月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

それでは、その他ということで事務局から連絡してもらおうかな。

お願いします。

○事務局 私のほうから1点ご説明がございます。お手元1枚紙、令和4年度農業委員会地区別研修会の実施について、こちらの用紙のほうを御覧いただければと思います。

8月31日、藤岡市みかぼみらい館で予定されておりました令和4年度農業委員会地区別研修会が

中止となりました。理由としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮するものでございます。ご出席予定の委員の皆様におかれましては、大変恐縮ではございますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

○会長　そういうことで、中止ということで、あんまりにも感染者が多過ぎるので、ちょっとほかの市町村からも心配だという声が多く上がりましたので、中止となりました。

そういうことで、この総会が終わった後、公害対策委員会をやりますので、ちょっと一休憩入れて、そちらのほうを開催いたします。

◎閉会の宣告

○会長　それでは、以上をもちまして、第26回農業委員会総会を終了いたします。

午後 2時35分　閉会